

◎新潟県告示第361号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により令和8年2月27日付けで認可した農用地利用集積等促進計画（令和8年2月27日新潟県告示第123号）のうち、阿賀野市に係る一部を取り消す。

令和8年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

令和8年2月27日新潟県告示第123号で告示した計画の一部を次の表のように変更する。

（下線部分は変更部分）

変更後			変更前		
1 農用地利用集積等促進計画の概要 (1)～(6) (略) (7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）			1 農用地利用集積等促進計画の概要 (1)～(6) (略) (7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）		
市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地	市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
(略)			(略)		
阿賀野市	<u>16者</u>	堀越堂ノ上455番1ほか <u>67筆</u> <u>7.6ha</u>	阿賀野市	<u>17者</u>	堀越堂ノ上455番1ほか <u>68筆</u> <u>7.8ha</u>
合計	<u>92者</u>	<u>356筆</u> <u>47.9ha</u>	合計	<u>93者</u>	<u>357筆</u> <u>48.0ha</u>
(8) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）			(8) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）		
市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地	市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
(略)			(略)		
阿賀野市	12者	飯山100番ほか <u>67筆</u> <u>7.6ha</u>	阿賀野市	12者	飯山100番ほか <u>68筆</u> <u>7.8ha</u>
合計	85者	<u>356筆</u> <u>47.9ha</u>	合計	85者	<u>357筆</u> <u>48.0ha</u>
2 (略)			2 (略)		